

「阿見町自転車用ヘルメット購入補助金」について

町民生活部 生活環境課
教育委員会 学校教育課

1. 制度の概要

自転車用ヘルメットの購入者に対して、町補助金を交付する。

2. 制定の目的

道路交通法では自転車に乗るときのヘルメットの着用について、令和5年度から、自転車に乗る全ての人の努力義務となりました。

ヘルメット着用は事故時の頭部保護として有効であるとともに、着用することによって交通ルールの遵守や交通マナーの向上に関する意識の高まりが期待できることから、この機会に法改正による機運醸成と補助金交付により一層のヘルメット着用を促進し、町民の交通安全の向上に資することを目的とします。

3. 補助の内容

- | | |
|------------|--|
| (1) 補助対象者 | 1年以上、町に住民登録がある使用者又は保護者
1年以上、使用する見込みがあること
町税を滞納していないこと |
| (2) 補助対象製品 | 未使用（新品）であること
SGマーク等の認証を受けた製品であること |
| (3) 補助個数 | 1人1個まで |
| (4) 補助額 | 補助率 2/3（100円未満切捨）、上限 5,000円 |
| (5) 申請期限 | 購入から3か月以内 |
| (6) 予算額 | 令和6年度（12月補正）50個×5,000円＝250,000円
令和7年度（当初予算）300個×5,000円＝1,500,000円 |

4. 「中学生自転車通学用ヘルメット購入補助金」(学校教育課)

- ・ 現行 町補助額 1,050 円、保護者負担 1,600 円

↓ ※子育て支援の拡充(保護者の経済的負担の軽減)、
購入補助金との不整合の解消

- ・ 変更後 令和 7 年度の新 1 年生から無償配布とします。

令和 6 年度(12 月補正) 450 個×2,650 円=1,192,500 円

5. 施行予定日

令和 7 年 2 月 1 日

◎周知方法

広報あみ、町 HP、あみメール、町内ホームセンター等にチラシ配布

6. 実施期間

令和 6 年度(令和 7 年 2 月~3 月) 及び令和 7 年度から 9 年度まで



▲ 交通安全教室では、ヘルメット着用の大切さを教えています。

お問合せ先

阿見町町民生活部 生活環境課 029-888-1111 (内線 713)

阿見町教育委員会 学校教育課 029-888-0220